

## 半田市立図書館資料収集要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、半田市立図書館における資料の収集に関して必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 公共図書館の役割、利用者からの多様な要望及び社会の動向に十分配慮し、市民の教養、調査研究、レクリエーション、ビジネス及び日常生活に役立つ資料を収集するように努めるものとする。

2 収集に当たっては、著者の思想、宗教等にとらわれることなく、多様な観点の資料を幅広く収集するように努めるものとする。

(資料収集の分担)

第3条 半田市立図書館及び亀崎図書館は、それぞれその施設の規模、地域性に応じた蔵書構成に留意し、資料の充実を図るものとする。

(収集資料の種類)

第4条 収集する資料の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 図書（一般図書、児童図書・紙芝居、参考図書、郷土・郷土人資料）
- (2) 視聴覚資料
- (3) 逐次刊行物（新聞・雑誌等）
- (4) 官公庁出版物
- (5) 障がい者用資料（点字資料・録音資料等）
- (6) その他

(収集資料の範囲)

第5条 収集資料の範囲は、国内で刊行される資料を中心とし、各分野にわたり幅広く収集する。

(資料別収集方針)

第6条 資料の種類別収集方針は、次のとおりとする。

(1) 図書

- ア 一般図書は、大学教養課程程度までの、教養、調査研究、レクリエーション、ビジネス及び日常生活等に役立つ図書のほか、必要に応じ、専門的な図書まで幅広く収集する。ただし、極めて高度な専門書、学術書、学習参考書、各種試験問

題集及びテキスト類は、原則として収集しない。

イ 児童図書・紙芝居は、児童・生徒が読書の楽しみを発見し、読書習慣の形成と継続に役立つように、各分野の資料を幅広く収集する。

ウ 参考図書は、市民の日常の調査研究のために必要な辞典、事典、年鑑、目録及び地図等を幅広く収集する。

エ 郷土・郷土人資料は、郷土の歴史を後世に伝えるため、可能な限り網羅的に収集する。

(ア) 愛知県及び知多半島内市町に関する資料は、県誌（史）、市町村誌（史）等基本的な資料を中心に収集する。

(イ) 新美南吉及び小栗風葉等の郷土人資料は、図書、雑誌等を中心に網羅的に収集する。

## (2) 視聴覚資料

ア 市民の趣味、教養及び文化活動に役立てるため、CDは、クラシック、ポピュラー、童謡、民族音楽、落語及び朗読等多岐にわたる分野の基本的作品及び代表的演者の作品を中心に収集する。

イ DVDは、一般教養、実用、評価の定まった劇映画、児童向けアニメーション作品を中心に収集する。

## (3) 逐次刊行物

ア 新聞は、国内発行の主要全国紙を中心に、児童向けも含めて収集する。

イ 雑誌は、国内発行の各分野における基本的な雑誌を中心に、児童及び青少年向けも含めて収集する。ただし、漫画雑誌は、原則として収集しない。

## (4) 官公庁出版物

ア 政府諸機関が発行する資料については、主要なものを収集する。

イ 地方公共団体その他公的機関が発行する資料は、必要度の高いものを収集する。

## (5) 障がい者用資料

視覚障がい者等の利用に供するため、点字資料、録音資料等を収集する。

## (6) その他

マイクロフィルム、電子資料、パンフレット等は、必要に応じ収集する。

## (寄贈資料の収集)

第7条 寄贈に関しては、基本的には郷土・郷土人資料のみを受け入れる。ただし、館長が必要と認めた資料に関してはこの限りでない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。